

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

面接の技法について2「聴き取りの技法」

子どもの権利委員会 委員 岩佐 嘉彦

前回(本誌2014年7月号45頁～46頁)に引き続き、今回は特に「聴き取りの技法」について、お話しします。

1 ベースになっている聴き取りの手法

前回、説明した通り、弁護士の接見は、事実関係の聴き取りだけではなく、相談にのったり、一緒に決断をしたり、励ましたり等いろいろな要素がある。また、依頼人の反省を促すような面接をすることもある。しかも、1回の面接の中で、それぞれの要素が入り込むことにもなる。その中で**事実確認の手法**を中心に説明する。

これから説明する手法は、**司法面接** (forensic interview) といわれている事実確認の方法に基づいている。「司法面接」とは、「目撃者・被害者(ときには被疑者)となった可能性のある者から、証拠的価値、精度の高い供述を得ることを目指す面接法^{※1}」である。司法面接は、基本的に、その面接の内容が後に司法手続きにおいて利用されることが念頭に置かれているが、日本では、証拠法による制約等から、司法と直接結びついているわけではなく、この手法を利用する児童相談所の現場では、「**事実確認面接**」などと呼ばれている。

この事実確認方法は、基本的には1回だけで聴き取りをすること(何度も聴くことはかえって正確な事実の聴き取りができない)、聴き取りの内容は録画されること、その内容は後の司法手続き(刑事手続き等)で利用されることが前提となっている等、弁護士による接見場面での聴き取りとは異なる状況もある。ただ、事実関係の確認の手法としては大変参考になるものであり、頭に入れておくべき一つの「型」のようなものだと考えてほしい。

※1 仲真紀子「NICHDガイドラインに基づく司法面接研修の効果」「子どもの虐待とネグレクト」13巻3号(2011年12月)

2 接見をする上でのいくつかの枠組み

1 計画を持って面接にのぞむこと

さて、接見の開口一番

「初めまして。私は、弁護士の野比留です。あなたを弁護する上で、最初に大切なことを確認させてください。私の手元の勾留状のコピーには、今年の3月5日午後5時ころ、北区西天満で、被害者を殴り、全治1週間の傷害を負わせたとありますが、これは事実ですか」

と切り出した野比留弁護士だが、最初にどんなふうに面接を始めるのか、この初回接見で最低限聴き取りをしないといけない事項は何か、どういう順序で話を展開するのか等、頭の中で準備をしていたのだろうか。通常の接見で、事前に時間をかけて準備をすることまではしないとは思いますが、それでも警察署までの電車の中で簡単にイメージをするなどしておきたいところだ。

2 面会開始!

(ア) 基本ルール(グランドルール)

司法面接のガイドラインでは、グランドルールとして、**面接の最初に面接の約束事(自己紹介や面接の目的の説明等)の確認をする手順**となっている。1

※2 かかいう私も、これまでで、綿密に計画を立てて聴き取りをしたのは、人身保護請求の国選代理人として5歳の子どもから聴き取りをした時くらいだ(それでもうまく聴き取りはできなかった)。ただ、警察署や鑑別所にいくまでの電車の中で、簡単に計画を立てたりはする。

回だけで聴き取りを終わることを予定している司法面接とは違い、弁護人の接見は何度も行われるし、依頼人の「味方」として話を引き出していくという違いもある。ただ、接見をする以上、依頼人が安心して話ができるように、基本ルールを依頼人に理解してもらうことは意識していると思う（あまり厳密に考える必要はないので、依頼人の様子に応じて、基本ルールの説明の中で次のラポールの形成に入っていくということもあれば、依頼人が「やってない」ということを早くわかってほしいと切実な気持ちが強く、いきなり、依頼人の方から「先生やってないんです」と面接が始まることもあるかもしれない。これから説明するのは、一つの「型」であり、必ずこの通りしないとイケないものではないが、「型」がわかっているほうが、自分がやっている面接の意義を理解しやすいという趣旨をご理解いただきたい）。

野比留弁護士は、「弁護士の野比留です」などと言いながら、いきなり、事実確認に入っている。が、ちょっと待ってほしい。

依頼人は弁護士ってどういう人なのかかわかってきているのだろうか。

「今から話をするのは警察や関係者に漏れないだろうか」

「接見に来てくれたのはいいけど、今日の面接はどんなふうにするんでいくのだろうか」

「弁護士さんは何を聞き来たいのか」

「いきなりかっこよく切り出されたけど自分の相談にはのってもらえるのだろうか」

「細かな事情を話をしてもいいだろうか」

ひょっとしたら、こんな不安を抱えたまま、被疑事実は本当かと、いきなり事実関係を聞かれた状況になっているかもしれない。

少なくとも、**「自己紹介」「弁護士の役割」「守秘義務」「今日の面接のテーマ」**は示したいところだ。ただ、この基本ルールのところがあまり長くなって、本題に

入れないと、それはそれで依頼人も不安になるので、依頼人の様子を見ながら、一部をあとまわしにするなど、応用をきかせながら面接をしたい。^{※3}

【弁護士の役割】

弁護士の役割を説明するといっても、まじめに考えると結構難しい。例えば、こんな説明はどうだろうか（これも、弁護士の個性に応じて、いろいろな説明があり得ると思う。ただ、長々とした説明は避けるべきだ）。

「こんにちは、弁護士の野比留と申します。弁護士というのは、あなたの味方なんです。あなたを守る人なんです。ここで、聞いた内容を他には言いません。どうぞ、安心して話をしてください」

【面接のテーマを示す】

準備書面等を書くときに、「結論をまず示せ」「この書面はどのような点を主張するための書面であるのかをまず書くように」と言われたことがあると思う。

これは面接も同じで、今日の面接は、何がテーマなのかかわからないと、依頼人は、弁護士さんが何をききたいのか、それがどういう意味を持つのかかわからないまま、話が進んでいくことになる。私の知る限り、このテーマの提示がなされないまま、面接がされていることがとても多いと思う。

テーマを示すというのは、例えば次のようになる。

「今日は初めての面会なので、まず、事件の内容についてお聞きしたいです。あなたが疑われている事実が本当なのか、それとも違うのかはとても大切なことなので、詳しく話をしてください」^{※4}

※3 供述拒否権や黙秘権、可視化取調べのもとでの注意点等説明をしておかないとイケないことも多々あると思う。この点も、弁護士から一方的に説明するのではなく、依頼人の疑問に答えるような形で、依頼人の理解を促したい。

※4 依頼人は、「弁護士は偉い人なので、細かなことをそこは違いますとは言にくい」「警察に厳しく調べをうけていて、あまり自分の思いを述べずぎても、相手の機嫌を損ねるのでは」と思ってしまうこともあり得る。「どんなことでもいいので、思った通りのことを話してください」などと促すことも重要だ。

「こんにちは。今日でお会いするのは、2回目ですね。今日は、2つのことを主に聞かせてほしいんです。一つは、警察での取調べであなたが困っているんじゃないかと心配なので、取調べの様子を聞かせてほしいです。もう一つは、今回の事件のときのことについて、前回十分時間がなかったので、もう少し詳しく聞きたいと思っています。よろしいですか」

なお、依頼人は、何かと心配事があって、弁護士に相談したいと思っていることが多いので、私は、面接のテーマ提示の際に

「それから今、あなたが心配なこともいろいろあると思うので、今日は、まず先ほどの点を聞かせてもらい、そのあとあなたの心配事をお聞きして、面接を終えたいと思います。よろしいでしょうか」

などと、話をするようにしている。

(イ) ラポール(話をしやすい環境)の形成

司法面接での手順は、基本の約束事を確認した後、ラポールの形成に入る。この点、弁護人の接見は1回だけで終わるわけではないことや、「辩护人」というだけで、一定信頼してもらえているところもある。ただ、そうはいつても、とりわけ初回の接見では、スムーズに話を聞きだすためにも、ラポールの形成を意識をしたいところだ。

野比留弁護士は、

「最初に大切なことを確認させてください。」
「これは事実ですか。」

と切り込んでいるが、このやり方は、依頼人にとっては唐突だ。依頼人が話をしやすいようもう少し前さばきがあるだろう。

話をしやすい環境の形成のやり方は、弁護士の個性によっていろいろだろうし、依頼人のそのとき状況によっても異なってくる。典型的には、依頼人の体調を気遣うとか、依頼人が心配していることを聞くとか、趣味の話をするとかいろいろな方法があり得る。例えば依頼人が少年であるような場合は、少し時間を使ってでも、話をしやすい雰囲気をつくるべきだろう。以下に、例を示しておきたい。ただ、依頼人によっては、ここにあまり時間を使うと「まどろっこしい」と思うこともあるだろう。

【ラポール形成の例】

「(自己紹介や面接のテーマを提示するなどしたあと) ○○さん、警察にきて2日間たちますが、ここでの生活はどうですか。つらいことはありませんか^{※5}」

「ここでの生活はどうですか。食事はできていますか^{※6}」

基本的な約束事やラポール形成をあまり長々しないように言いながら、この原稿がやや頭でっかちになってしまっている。次は、**ようやく事実関係の具体的な聴き取り方法に入ります**(しかも、次回で完結の予定)。

※5 このように聞くと、ここで不満や心配事が、どつとでてくることもある。その場でそれにこたえていくか、「そうですね。つらいですよ。今日は1時間ほどしか時間がないので、先ほどお話ししたように、まず事件のことを聞かせてもらって、そのあと、今の心配事等をお聞かせください。いいですか」等と、コントロールしながら話をすすめることもある。

※6 依頼人の様子をよく確認することはとても大切なことで、やつれた様子や何かとても焦っている様子があると、それを気遣うことが必要だし、話のきっかけにもなる。
また、冒頭での、「雑談」は依頼人が「誘導にのりやすいか」「知的な遅れはないか」「独特の認知の仕方をしていないか」等を確認するきっかけになることもある。